

農地の貸し借りの手続方法が変わります！

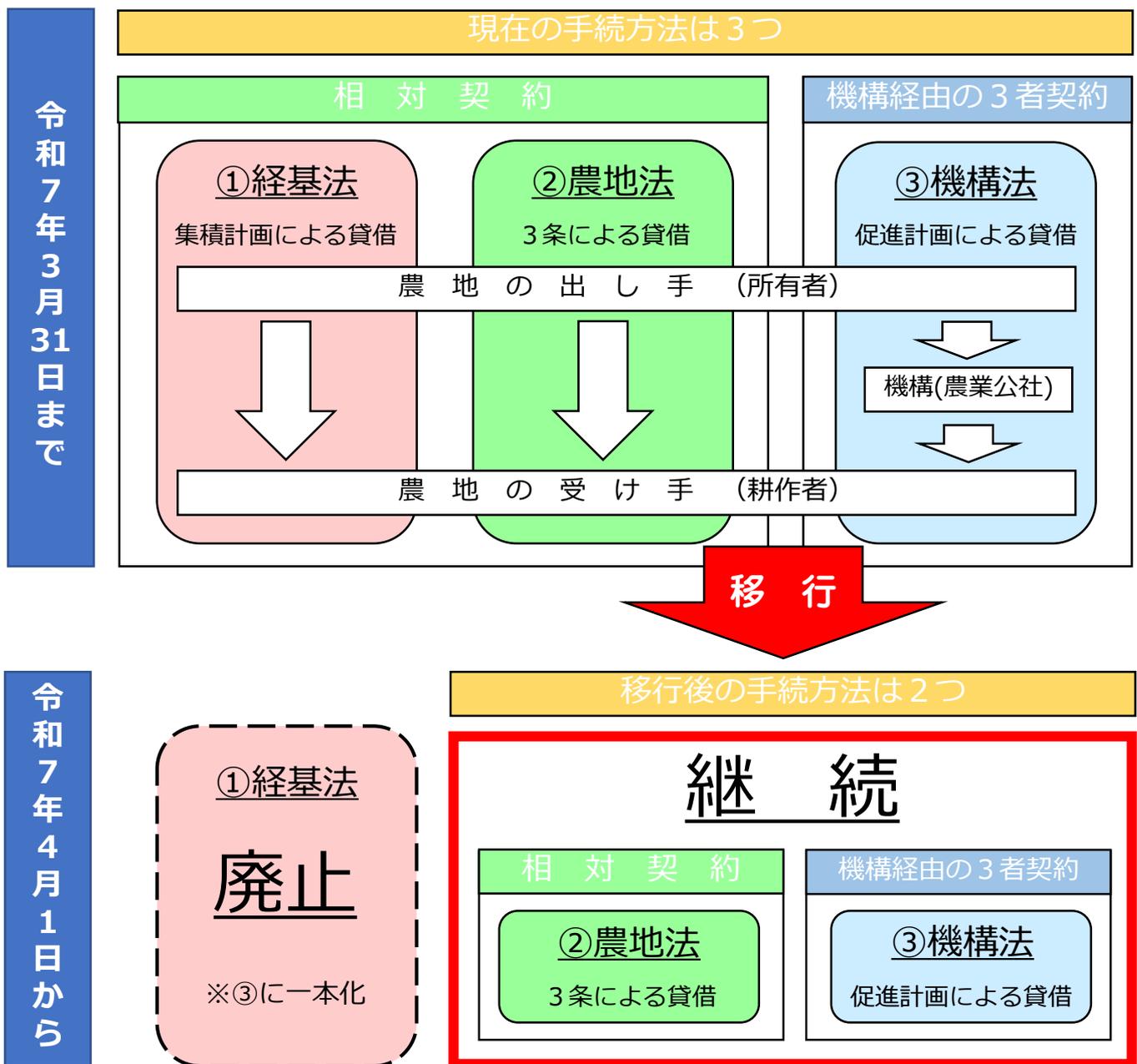
農業経営基盤強化促進法（経基法）の改正により、令和7年4月1日から農地の貸借の手続方法が変わります。

★①経基法による貸し借りは廃止（下図のピンク部分）

- 集積計画の受付・提出は、令和7年2月28日まで。
但し、地域計画あるエリア内の農地の貸借は、令和7年4月1日以前でも②また③の手続となります。
- 令和7年3月31日までに成立した契約は、その期間満了まで有効です。

★今後の手続は、②農地法と③農地法の2つ（下図の赤枠部分）

- 「②農地法」…機構（秋田県農業公社）経由の3者契約による手続
- 「③農地法」…農業委員会へ許可申請をする相対契約による手続



《お問い合わせ》	①経基法	②農地法	秋田市農業委員会	TEL：018-888-5796
	③機構法		秋田市農業農村振興課 (公社)秋田県農業公社	TEL：018-888-5735 TEL：018-893-6223

農地貸借の手続方法が変わります！

農業経営基盤強化促進法（経基法）の改正により、令和7年4月1日から農地の貸借の手続方法が変わります。

★集積計画による手続は廃止（下表のピンク部分）

- 集積計画の受付・提出は、令和7年2月28日までです。
- 現在利用権設定中の契約も含めて、契約は期間満了まで有効です。（満了後は②または③で手続することになります。）

★今後の手続は、②機構法と③農地法の2つ（下表の緑枠）

- 「②機構法」…機構（秋田県農業公社）経由の手続
- 「③農地法」…農業委員会への許可申請による手続

		～令和7年3月31日	令和7年4月1日～
① 経 基 法	集積計画による利用権設定	×（不可） ※地域計画がある場合	廃 止 ※②に一本化
	《出し手－受け手の相対契約》	○（可） ※地域計画がない場合	
② 機 構 法	促進計画による賃借権設定等 《出し手－機構－受け手の3者契約》	○（可）	
③ 農 地 法	3条による賃借設定等の許可 《出し手－受け手の相対契約》	○（可）	

2つの手続に集約

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正により、令和7年3月末で農用地利用集積計画による利用権設定はできなくなります。（下表①）

令和7年4月から農地貸借・売買の手続方法は、農地中間管理機構（秋田県農業公社）経由の促進計画による手続（下表②）と、農業委員会許可による農地法3条の手続（下表③）の2つになります。